

## 令和8年 第1回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和8年1月26日(月) 午後1時22分～午後2時47分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	眞下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

### 会議の概要

議長 ただいまから令和8年第1回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3番須藤克美委員・14番宇佐美幸雄委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和7年12月25日開催の第13回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係6件、5条関係9件につきましては、令和8年1月20日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の12月分の取扱いについてでございますが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおりに利用されていることを確認しまして、証明書を交付いたしました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第1回理事会が1月19日に前橋市において開催され、伏田委員が出席されました。

群馬県農業会議の第10回常設審議委員会が1月20日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年1月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の10件です。申請した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は願います。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の6番です。この土地はですね、2年ほど前までは〇〇の〇〇がお住まいになっていましたけれども、亡くなった後は誰もいなくて、畑のほうも家のほうもちょっと草刈りなんかにしても、今回こ

の〇〇ですか、移住をして耕作してくれるということで、周りの農地を見ても手の入っている農地があまりないところに来て、移住して耕作をするということでございますので、ぜひ応援しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。議案第1号、農地法第3条の3番と7番を。まず、3番につきましては、耕作面積も少なく、受け人のすぐ前の土地でありまして、家庭菜園用ということで別に問題はないかと思っております。

それと、7番ですけれども、7番も受け人がこちらのほうでも一、二の稲作耕作者でありまして、その土地を利用して、また機械などを置いたり、畑作のところを広げたりということで、自分の土地の隣接しているところでありまして、問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほか。

10番。

10番委員 10番です。議案1号、農地法第3条関係の1番ですが、この申請地は受け人が長年借用していたと、ここで耕作しておりまして、贈与ということなのですが、この〇〇ですか、これ譲渡人がこれはもう耕作できないと、やる人がいないということで、長年この受け人に貸していた。無償でこれ贈与ということですので。今現在、ここ一、二年は耕作していないのですが、管理はよくされております。したがって、これはうちの道を挟んですぐ前なのですが、管理できる人ということで、長年またこれは贈与で作っていただくということで問題はないのではないかと。よろしく願いいたします。

議長 12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法第3条関係の4番です。申請地は〇〇横の土地で、現在は耕作を行っていない状態です。一応年に2回ほど草刈りはしているそうなのです。隣に人家がありまして、その人に聞いたところ、その土地を耕作をしてくれるということで大変喜んでいたので、審議の参考としてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の2番になります。ここは、ほぼ竹林になっておりまして、周りの畑の耕作されていないような状態ですが、譲受人の方が〇〇の方らしくて、道具は持っているらしいので、譲り受けしたらきれいにしてくれるのではないかと思います。

それと、ここを農地ナビってあるのですけれども、ここに農地として出てこないで、事務局に一応確認してもらったら、農地で間違いないということですので、特に問題はないと思います。お願いします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第1号、農地法第3条規定による8番と9番の案件です。8番は、かなり耕作されていない期間が長くて、現在立ち木が相当密林みたいに繁茂して、繁茂というか、篠みたいなものもあって、これを調書によると伐採、きれいにして、その栗を植えるという計画だそうなのですが、本人は太陽光を主に建設している人間なので、果たしてこれだけのことをやる暇があるかどうか、甚だこの調書と乖離しているような感じがあるので、申請書類を十分チェックしたりして、参考にしていただきたいと思います。

それで、9番は、これは受け人と出しているほう、〇〇で、これがいわゆる世間で言う〇〇の案件ですので、現場を見ますと、一枚の田んぼ、見た目田んぼになっているのですね。隣の西側に一筆あるのですけれども、これって一枚になっていて、このような状況のところは、うちのほうはいっぱいあるのですね。これ多分、今これ〇〇の作業を一生懸命やっていると思うのですが、漏れているものを今月申請したのかなということなので、お含みおき願いたいと思います。以上です。

議長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第1号、農地法第3条関係の10番でございます。受け人の方は事務局が説明したとおり、〇〇で、現状は平たんな畑でございまして、十分な作物ができるのではないかと思います。審議の参考にしてください。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第1号、農地法第3条の5番になります。こちら〇〇の方なのですが、地元のほうで約1.2ha農地を耕作している方で、軽トラックもあり、田んぼ

ということもありまして、十分耕作は可能かと思えます。審議のご参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。  
それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、本議案及びこれ以降審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、2班に4番から6番の3件、3班に7番から10番の4件、以上合計10件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 1月21日に実施されました申請面積1,000平米以上及び営農型太陽光申請に係る4条申請2件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年1月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案第2号、農地法第4条による許可申請の1番になります。これは先ほど事務局が説明していただいたように、管理も行き届いておりまして、柵のほうも大分伸びて、上の方までつくるような状態でありましたので、全然問題はないと思えますので、よろしく願います。

議 長 9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第4条の2番、3番及び4番です。3件とも同じ内容の案件ですので、一括して意見を述べさせていただきます。

去年の12月の案件と同一でございます、近隣の〇〇の関連です。50年ほどもう手つかずになっており、現状ではもう山林と化しています。これは山林への農地転用ということなのですけれども、これはもう致し方ないと考えます。審議の参考としてください。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番の1件、3班に4番の1件、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 1月21日に実施されました申請面積1,000平米以上に係る5条申請4件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和8年1月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

10番。

10番委員 10番です。3号議案、農地法第5条関係の6番ですが、これは〇〇の校庭のすぐ東になります。東方になります。閑地ということで特に問題はないので、よろしく願いいたします。

議 長 12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法第5条関係の4番です。申請地は、〇〇より20m先北側の一面であります。東側には人家があり、北、西側には共に畑があります。今現在は耕作できずに休耕中であるため、一応太陽光として他農地に影響はないと考えておりますので、審議の参考としてください。

以上です。

議 長 13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条関係の3番です。3番の申請地は、今までは田んぼだったのですけれども、草刈りをして管理している程度の田んぼでございまして、西側については田んぼ、南側は線路が通っております。東側は住宅、北側は家庭菜園を営んでいる小さな畑なのですけれども、パネル等の設置も離されて設置される予定ですので、周囲に与える影響はないと考えます。審議の参考としてください。

議 長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号の農地法第5条関係で、8番と9番です。

8番が、この畑は南側が県道になっておりまして、北側が太陽光になっているということで、東西がこの譲渡人の牧草を作っているという場所でありまして、特に問題はないと思います。

また、9番ですが、9番は申請の理由にあるように、太陽光事業を計画しているということで、従来の進入路がちょっと狭かったものですから、こちらのほうを通路用地として取得したいということで、特に問題ないと思います。審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の許可申請の1番と5番を説明させていただきます。

まず最初に、1番ですけれども、この配付されました地図から見ますように、

土地の西側の会社が駐車場として一時転用したいということです。周囲の土地を見ますと、北側に休耕田がありまして、既に雑草が繁茂しているところで、東側にも同じようにあるのですけれども、竹やぶが成長して元の畑の状態ではないと。それから、南側もやはり同じように、多分田んぼだったのだと思うのですが、休耕田という格好です。転用影響はないかと思しますので、審議の参考をお願いいたします。

それからもう一点、5番ですけれども、土地分譲用地ということで転用することで現場を確認しました。結果、この土地は公道の東側に残された住宅化が進む中での最後の1枚の土地と、畑というような感じがします。東側に小さい畑が残るのですけれども、土地分譲による耕作の影響はないかと思しますので、審議の参考までによろしく願いいたします。

議 長 1番。

1番委員 1番です。農地法第5条関係の7番。先ほど農地法第3条関係でお世話になった〇〇なのですけれども、畑の隣にある空き家を取得して居住する予定ですが、一部申請漏れがあったので、今回の始末書つきでのまた再申請ということで、特に問題はないと思います。よろしく願います。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

議案第3号、農地法第5条の2番になります。こちらは、3種農地ということもありますし、周辺はもう宅地化、宅地の中の取り残された農地ということで、周辺農地への影響はないと考えられますので、ご審議の参考をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、2班に4番、5番、9番の3件、3班に6番から8番の3件、以上合計9件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 1:58)

(書類審査)

(再開午後 2:18)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の4番の申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号4番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号4番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

4番申請者 ○○の○○と申します。本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。本日、農地許可申請に係る内容の説明についてで、○○の農地の取得についてちょっと本日お話しができればと思ひまして、本日はよろしくお願ひいたします。

議長 説明してください。

4番申請者 弊社のほうで取得を考えている土地なのですが、十数年間耕作放棄地として扱われていまして、農地の所有者も農業経験がなく、草刈りも草の管理もできないということで、弊社が取得して、地元近隣の方の意見を聞きながら適切な農業、農作業、耕作ができればと考えております。

そして、現状農業だけではなかなか売上げがもうけが出ないというところが現状でして、弊社のほうで民泊事業も進めておりまして、そういう民泊と絡めた農業体験ですとか、食事の体験というところで付加価値を高めて、売上げにいかせればと考えております。

耕作物につきましては、予定としては柿と栗を考えております。私のほうでその○○で長ネギを中心に栽培を行っているのですが、実際に青果物だけですと、その加工に回すというのが難しく、果樹であれば加工品ですとか幅が広がるかなというところで、柿と栗を会社のほうで選定したという形になります。

そして、来年から学校との連携が始まりまして、○○というところなのですが、こちらで新しく農業の分野ができて、そちらの外部講師として私が任命されまして、授業の一環として作物の栽培ですとか、そういうところを生徒たちに教えて経験していただければと考えております。

それと、○○の農地を有しておりまして、そちらのほうではサツマイモの栽培を行っておりまして、○○の○○さんという方がいらっしゃるのですが、

こちらの方ですとか、〇〇を行っている会社の〇〇、あとは〇〇の〇〇と連携してサツマイモの植付けから収穫まで、そして干し芋加工を現在行って、去年干し芋の商標登録としまして〇〇というものを商標登録しまして、そちらで〇〇さんの〇〇のブランドとして商品展開を今後進めていければと考えております。

以上になります。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

13番。

13番委員 13番です。今いろいろ事業を、学校とか〇〇ですか、などと連携してやるということでお聞きしたのですが、ちょっとうわさでお聞きするところによると、営農計画書を見せてもらったり、耕作証明願のところも見させていただきましたが、何か自作の農地のところが若干山林とかがまだ耕していないようなところもちょっとお聞きしたので、今後のその農業の展開としてどのようなことを、そういうところも含めてやっていくのかということ、借用の借用地についてはそれなりの農作物を作っているということなのですけれども、自作のところのちょっと山林化しているようなところの開拓、開墾を含めてその辺の事業展開、そこら辺をお聞きできればと思います。

4番申請者 一応現状ですと、弊社のほうで常時従事者、その作業人数というところが確保できていなくて、来年からは学生の手が増えて、そういう山林の整理ですとか、そういうところをきっちり行って、何か耕作のほうはまだ学校との話は全く進んでいない状況なのですけれども、そういうところもきれいにして、学生たちに栽培ですとか、植付けというところを広げていただければと考えております。

議長 よろしいですか。

13番委員 はい、わかりました。

議長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 今日はお疲れさまです。先ほど民泊と併せて農業を展開していくということなのですけれども、この民泊の宿泊施設となる家屋というのは、もう取得されているのですか。

4番申請者 まだ取得していない状況なのですけれども、こちらこれから物件をあたって広

げていくというところです。

16番委員 これからです。

4番申請者 はい。

16番委員 そうすると、そこで柿と栗は作るということだったのですけれども、ほかの野菜についてはまだ検討、その民泊で来ていただける方の農業体験とかというふうに絡めての野菜の栽培とかということは、まだそちらのほうも白紙ということですか。

4番申請者 そうですね。まだ話が進んでいない状況です。

16番委員 そうですか。これから検討していくということで。

4番申請者 これから検討させていただきます。

議長 よろしいですか。

15番。

15番委員 15番です。今日のご苦労さまです。私申請書類の中の計画書を全然見ないで質問するので、ちょっととんちんかんところがあるかもしれないですが、その民泊でということなので、この図面でいくと、この〇〇の〇〇のこの比較、これとは関係はどういうことになる。これもあれですよ、〇〇で泊まって、私もこの〇〇は何回か泊まったことがあるのですが、ここに泊まってやるのがこの〇〇だと思うのですが、この辺の関係がないのですか。連携といいますか。

4番申請者 連携というのは、現状はないのですけれども、実際にやられているところですので、実際に話を聞いて、参考にさせていただければとは考えております。

15番委員 そうすると、その民泊ですよ、問題は。民泊はこの〇〇を中心に考えると。空き家は結構ありますよね。それとか、小学校、中学校。これもどうなのか、今休校というか、廃校になっていますから。そういうのはお考えになったことはないですか。廃校ですよ。廃校利用。

4番申請者 人口といいますか、その減少ですね。

15番委員 それと、あと〇〇とかって私も初めて聞く学校なのですが、この辺のところの学生、それはどういう関係になるのか具体的にちょっと、今の話では全然皆目見当たらないのですが。それと、常用の作業をする農作業をする人ですね、そういうのがどうなっているのかとかですね、あと柿と栗ですから、桃栗三年柿八年ですから、柿は8年目ぐらいですか、取れないとかね。今3年ですからね。種類によってはねとかですね、計画書を見ていないので、とんちんかんことを言って申し訳ないですけれども、まるっきり私の頭の中にはどういうことに

なるかよく分からないですけれども、あの、あと定住型農業をやるというので、先行事例は昔から有名なのは〇〇の〇〇とかってありますけれども、そういうのを目指されているのかということも全然よく分からないのですけれども、教えてください。

4番申請者 弊社としまして、新たな試みといたしますか、なかなか手探りなところが多くなってしまうのですけれども、実際にやっているところの意見を聞きますとか、参考にさせていただいて、事業開拓というところを目指していければと考えております。

15番委員 もう一ついいですか。

議長 はい。

15番委員 要するに計画はいいのですが、その元になる資金ですね。どういうふうな調達を考えているのかということなのですよ。

4番申請者 資金のほうは、親会社に〇〇というのがございまして、〇〇がその子会社に当たるのですけれども、こちらの親会社からも出資金といたしますか、それから事業拡大という流れになるかと思えます。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。作付のほうは柿と栗ということなのですけれども、この辺の一带もそうなのですけれども、猿がすごいのですよね。その対策をしないと、多分実っても駄目かなと。サツマイモなんか多分イノシシだったりするので、その辺の対策をしていかないと厳しいのかなというところが確かにあるのですよね。その辺をちょっと考慮したほうがいいのかと思います。

以上です。

4番申請者 ありがとうございます。申し訳ありません。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

今日はどうもご苦労さまです。今いろんな委員さんからいろんな質問が出たと思うのですけれども、当初の営農計画書を見ると、民泊とかそういうこと書いていなかったと思うのと、できればそういう具体的な事案が計画があれば、営農計画書にも書き添えておいていただけると、我々も判断材料になりますので、ぜひそこは今後考えてください。

それと、今説明の中で〇〇さんが〇〇、ちょっと聞き慣れないようなところな

のですけれども、どこにある学校ですか、これ。

4 番申請者 ○○のすぐ近くになるのですけれども。

1 7 番委員 大学。

4 番申請者 専門学校なののですけれども。

1 7 番委員 専門学校、ああ、そうですか。そこで○○さんが農業講師をされていると、今説明があった。○○さん自体は農業経験って何十年ぐらいあるのですか。

4 番申請者 すみません。実際に自分は経験が5年ほどになるのですけれども。

1 7 番委員 5年。具体的にはどういう農業経験がある。

4 番申請者 自分が社会人になりまして、最初に勤めたところが農家さんのところなののですけれども、そちらでハウレンソウですとか、ベビーリーフといった葉物野菜を中心に栽培経験がございまして、一旦そちらの職場を、会社を退職いたしまして、農業のほうから離れたのですけれども、こちらの○○のほうにまた就職いたしまして、こちらで農作業を中心にお仕事させていただきまして、1年目はタマネギの栽培、2年目は長ネギ、サツマイモで、3年目も同じく、現状は○○の方との関わりもできましたので。

1 7 番委員 はい、分かりました。何を心配しているかということ、まず○○さんのその職歴がどのぐらいあるのかもそうなののですけれども、この会社が会社として取り組んでいただくので、親会社さんがかなり規模の大きな会社ですから、そこまで心配ないのかもしれないのですけれども、○○のほうで広範取得したところがまだほぼ未開拓ですね。違いますか。

4 番申請者 そうですね。耕作は特に。

1 7 番委員 されていないですね。そういう状況の中で、さらにここに約4反歩の農地を取得して、全体的にここ1年、2年の間にこれが推し進めていけるのか、管理ができるのかというのを多分みんな委員が心配しているところなののですけれども、その辺は大丈夫ですか。

4 番申請者 こちらのほうは、学校との連携ですとか、あと外部の方を招いての農業体験といったところですか、そういうところに絡めて作業のほうを行えればと考えているのですけれども。

1 7 番委員 もう少し具体的な計画を立てないと、ちょっと厳しいかもしれないね。というのは、安中市農業委員会としては、ぜひここ耕作放棄地でもありますし、こういう形で法人さんが参入して農地を耕作していただけるということは非常にありがたいことなので、全面的にバックアップさせていただきたいのですけれど

も、あまり計画に実現性がないと、許可の対象にならなくなってしまいますので、地についた計画ということではないのですけれども、もう少し具体的に本当は計画を出していただけると、ありがたかったなと思います。

今端切れ端切れで聞いていると、民泊と学校を絡めて人材を確保していくという流れで大まかな流れでよろしいですね。資本的には親会社があるから心配ないということですね。はい、分かりました。

議 長 ほかに意見がありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ご苦労さまでした。

4 番申請者 ありがとうございます。

(議案第 1 号 4 番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見の取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 3 5)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 3 6)

議 長 再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 1 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 1 3 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、4 番から 6 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 9 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、7 番から 1 0 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書

に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、4番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 11番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 13番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、4番、5番、9番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 9番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から8番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の

報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和8年1月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書5ページ記載の1、中間管理権設定関係記載の1番から24番及び議案書6ページ記載の2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係1番から16番記載の計40件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案に対して質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認については原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和8年第1回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

時に午後 2時47分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和8年1月26日

安中市農業委員会会長

3 番委員

1 4 番委員